

**人権相談・行政相談。
心配ごと相談合同相談
所開設のお知らせ**

9月19日(水)、人権相談・行政相談・心配ごと相談の合同相談所を、日高町保健福祉総合センター12階会議室で午後1時から4時まで開設します。

相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

相談員は、社会福祉協議会会長・副会長、民生児童委員、人権擁護委員、行政相談委員の方々です。

詳しくは、日高町社会福祉協議会(☎63・2751)まで。



**全国一斉
「子どもの人権110番」
強化週間実施**

・期間

8月29日(水)

～9月4日(火)

・時間

午前8時30分～午後7時

※土日は午前10時～午後5時

・電話番号

☎0120・007・110

(全国共通・無料)

※おかけ間違いのないよう

お願いいたします。

・相談内容

いじめや虐待などの子どもに

関する人権なんでも相談

相談は無料で、秘密は厳守さ

れます。法務局職員または人権

擁護委員が相談に応じますの

で、お気軽にご相談ください。

詳しくは和歌山地方法務局人

権擁護課・和歌山県人権擁護

委員連合会(☎073・422・

5131)まで。



**健康推進課
お知らせ**

お問い合わせは、
(☎63・3801)まで。

**自立支援医療制度
(精神通院医療)**

精神疾患のため通院して治療を受ける場合、医療費に継続的な負担がかかります。そのような方々のために通院医療費の負担軽減を図る制度があります。

申請してこの制度が適用されると、精神疾患に関する通院治療のうち医療保険適用分について、自己負担が原則1割に軽減されます。有効期間は1年間で、利用を継続するには再申請の手続きが必要です。

※世帯の所得や疾病等に応じて、自己負担上限額があります。また、一定所得以上の場合に合は、対象外となる場合があります。

■対象者

通院による治療を継続的に必要とする程度の状態の精神疾患(てんかんを含む)を有する方

統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害(依存症等)など

■対象となる医療

精神通院医療・デイケア・訪問看護・薬代等も対象となります。但し、入院医療費は対象外となります。

■申請方法

以下の書類を健康推進課へご提出ください。

- ・自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書
- ・自立支援医療診断書(精神通院)
- ・医療保険証(受診者および受診者と同一の世帯に属する方の名前が記載されている医療保険証)
- ・世帯の所得状況が確認できる書類(町民税課税・非課税証明書等)

犬を飼われてらるみなさまへ

自分の犬と他の人、他の犬などのトラブルを防ぎ、快適な居住環境を維持・向上していくために、犬を飼われている方は次のことを守りましょう。

■ふん尿の処理

散歩のときは必ず処理袋を携行し、ふんは自宅に持ち帰って処理をしましょう。

場所によっては排尿の跡を水で洗い流すなどの配慮も必要です。

日ごろから、自宅で排泄を済ませてから散歩に行くような習慣をつけましょう。



■ノーリードで遊ばせない

散歩時だけでなく、公園などにおいても必ず犬にリード(綱や鎖)をつけてください。

放し飼いは原則禁止とされているだけでなく、犬が交通事故にあつたり、人に危害を及ぼしたりする場合があります。

散歩中の他の犬に対して危害を及ぼす、犬同士のケンカを止めに入つた飼い主を咬んでしまう、子供に対してじゃれてケガを負わすなどの事故が起こっています。

■首輪等に身元の確認が

できるものをつける

犬は地震などの自然災害や、火災などの事故、外出・旅行先などで飼い主と突然離れてしまうことなどにより、迷子になることがあります。また、首輪の留め具がゆるんだり、老朽化したりしていると、雷や花火の音に驚き、逃げだして迷子になることもあります。

迷子になった犬は自分で家に帰ることはできません。そのようなときに、首輪に鑑札・注射

済票・迷子札などをつけていれば、飼い主の元に戻ることができま

す。室内犬・小型犬も必ず身元確認ができるものをつけましょう。



■市区町村に登録する

登録によって、どこの地域に何頭の犬がいるかがわかり、狂犬病が発生したときに、まん延を防ぐ第一歩となります。登録すると鑑札が交付されます。

■鑑札と注射済票を付ける

「鑑札」はその犬が登録されている犬であること、「注射済票」はその犬が狂犬病の予防注射をきちんと受けていることの証明になります。

■毎年狂犬病の予防接種を

受けさせる

犬への予防注射によって、愛犬が狂犬病にかかることを予防

し、加えて人への感染を防ぐことができます。

予防注射を受けると、町契約の動物病院では、証明として「注射済票」が交付されます。もし他の動物病院で接種した場合は、獣医さんが発行する狂犬病予防注射済証明書を、健康推進課までお持ちください。

これらのことに違反した場合、20万円以下の罰金の対象となります。

詳しくは、健康推進課(☎63・3801)まで。

日高町の「鑑札」と

「注射済票」

●鑑札(かんざ)



●注射済票

